

令和7年12月10日

保護者各位

石垣市立登野城小学校
校長 宮良 健
PTA会長 高島好勝
(公印省略)

子どもの安全なSNS利用と学校との連携について（お願い）

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

現在、全国各地の小学校において、SNSに関連する深刻な悩みやトラブルが数多く報告されており、本校におきましても子どもの安全・安心な学校生活を保障するうえで見過ごせない状況が続いています。特に、学校の目の届かない時間帯や場所で発生したトラブルは、その解決が長期化し、被害児童やその家庭に多大な心身の負担をかけています。

このような現状を踏まえ、「子どもの人権を守る」という観点から、小学生の発達段階を考慮した携帯電話・SNSとの適切な関わり方を、家庭・学校・地域が一体となって再確認し、取り組む必要があると考えます。

つきましては、以下の内容について、お子様と一緒にご確認いただきますよう、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。

I 携帯電話の取り扱いについて（基本ルール）

- (1) 携帯電話については、校内への持ち込みは原則禁止です。保護者からの申し出があった場合のみ、校長からの特別な許可証を発行しています。その場合も、保護者連絡以外の使用は禁止しています。
- (2) 子どもが携帯電話を使用して、校内で写真撮影、動画撮影をすることは、禁止しています。
- (3) 放課後の時間やスポーツ少年団活動の時間も同様に、指定された場所（事務室前）以外で子どもによる携帯電話の使用は禁止しています。

※「携帯電話」の範囲・定義：フィーチャーフォン（ガラケー）、スマートフォン、子ども向け携帯電話（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）全てを含みます。

2 SNSの適切な利用と禁止事項

- (1) 個人情報保護のため、学校行事を含め、子どもの学校生活の様子をSNS等に発信する行為は禁止です。
- (2) 写真や動画だけでなく、実名を挙げること、もしくは個人が特定されるような投稿は禁止です。

SNS名	利用を禁じている年齢
LINE	推奨年齢12歳以上 (保護者の許可があれば可)
Facebook	13歳未満
Instagram	13歳未満
X	13歳未満
TikTok	13歳未満

小学生に多いSNSトラブル

- ① 仲間はずれやいじめ
- ② ゲームへの高額課金
- ③ ストーカー・ハラスメント
- ④ 連れ去り性的な被害
- ⑤ 違法アップロード等の著作権侵害

「学研教室HPより」

※多くのSNSサービスでは、13歳未満の利用を規約で制限しています。ご家庭で利用規約を必ずご確認ください。

3 インターネットを介したトラブル発生時の対応と学校の役割

※SNSトラブルは、学校での対応に限界があることを、何卒ご理解いただきたく存じます。

(1) 学校の対応原則と調査の限界

学校は、【石垣市立登野城小学校いじめ防止基本方針】に則り、インターネットを介したいじめについて迅速に対応します。

- ① インターネットを介したトラブルは、匿名性や情報の伝播の速さといった特性上、学校での調査には限界があり、事実確認や情報収集が困難な場合が多いことをご理解ください。
- ② トラブルの性質上、学校での解決が困難な事案（誹謗中傷、プライバシー侵害、金銭トラブルなど）については、警察等の公的機関や、弁護士にご相談いただくことを強く推奨いたします。
(※学校は、警察からの情報提供依頼等があった際には、捜査に可能な限り協力いたします。)
- ③ いじめ含むトラブルの情報があった場合、子どもの携帯電話のチェックや内容の削除などの協力ををお願いすることがあります。

(2) 関連法規等も必ずのご確認

- ① インターネット環境整備法・・・18歳未満のフィルタリング利用条件等
- ② 出会い系サイト規制法・・・児童買春その他の犯罪から児童生徒を保護
- ③ プロバイダ責任制限法・・・発信者情報の開示を請求する権利等
- ④ 児童買春、児童ポルノ禁止法・・・児童ポルノを所持する罪、製造等の罪等

※インターネット上の書き込みで名誉棄損罪や侮辱罪に問われることがあります。

※学校での携帯電話の持ち込みについては、文部科学省より通知（下記参照）が発出されており、小・中学校は原則校内持込禁止、高等学校は原則校内使用禁止とされています



[生徒指導提要（改訂版）：文部科学省](#)
第II章インターネット・携帯電話に関する事例
(文部科学省) R4.12



[学校における携帯電話の取扱い等について（通知）](#)
(文部科学省) R2.7.31

4 学校への連絡体制について

教職員が子どもたちの教育活動に専念し、また心身の健康を保つため、休日の連絡体制について以下の通り徹底させていただきます。

(1) 休日の連絡手段について

原則として、平日・休日を問わず、教職員の個人携帯電話への直接のお電話はご遠慮くださいますようお願いいたします。

(2) ご利用いただきたい連絡ツール

休日に学校へ連絡が必要な事項については、原則として学校連絡ツール「テトル」をご利用ください。緊急度の低い連絡については、平日に対応させていただきます。

- ① 緊急性の低い連絡→学校連絡ツール「テトル」
- ② 命に関わる重大な緊急事態→110番（警察）や119番（消防）にご連絡の上、必要に応じて学校にも連絡ください。

